

雪たねニュース

北海道版

No.276

今月の主な目次

- 牧草品種の混播例
- サイレージ用トウモロコシ重要病害抑制のポイント
- 近隣農家共同で経営改善

- 平成12年産粗飼料の成分値の傾向について(続報)
- 酪農家の皆様!初期生育が違います
スノーグローワース種子粉衣タイプ

時の話題

配合飼料価格差補てん事業のご紹介

当補てん事業の目的は、配合飼料価格の変動によって生ずる、畜産経営者の損失を補てんする事により、その経営の安定化を図り、畜産の健全な発展に資することを目的に、昭和四八年に制度化された事業です。補てんの対象となる配合飼料は日本飼料工業会の組合員であつて、かつ当基金の出資会員である、配合飼料メーカーの供給するとともに、こうりやん、または大豆油かす等を原料とする配合飼料であつて、次に掲げる種類の配合飼料です。

- ①鶏用配合飼料 ②豚用配合飼料 ③牛用配合飼料 ④うずら用配合飼料。ただし、豚用及び牛用配合飼料の中で、脱脂粉乳の混入率が五〇%以上の配合飼料については除外される。また、補てんの対象外となる飼料は、①左記以外のその他家畜用(馬、めん羊、七面鳥、あひる、ミンク等)配合飼料 ②ペット用及び養魚用配合飼料 ③混合飼料及び単体飼料です。
- 補てん対象数量は、補てん契約を締結している基金加入畜産経営者が、補てんの交付対象期間において、メーカー等から購入した数量と、当該加入者の交付対象期間における契約数量とのいづれか低い数量が、対象数量となる。

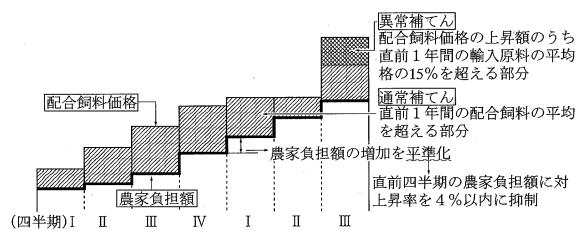


図 配合飼料価格安定制度の発動要件

価格差補てん発動要件については(図)、

(一)異常補てん||当該四半期の配合飼料の輸入原料価格が直前一年間の平均価格に比べ一五%を超えて上昇した場合に、一五%を超える部分を限度として異常補てんを交付する。

(二)通常補てん||①異常補てんがない場合、当該四半期の配合飼料価格が、

直前一年間の配合飼料価格の平均価格を超える場合に、当該超える部分を限度として通常補てんを交付する。

②異常補てんがある場合は前記①の額から、異常補てん金を差し引いた額を限度として通常補てんを交付するとなつていて。

通常補てん積立金の額は、契約組合員の配合飼料の平均供給価格の百分の四以内において、当該年度内の配合飼料原料の需給見通し、及び前事業年度末における通常補てん準備財産の額を勘案し、基金理事会にて定めるとしている。

当基金協会の平成一二年度における契約畜産経営者件数は、八、五九〇名となつています。